

秘

濃縮ウラン賃貸借取極に関する件

(原子力委員会に対する説明資料)

昭三一、五、二三
国協三

濃縮ウラン賃貸借取極は従来貸与の方式(リース)で行う考
であつたが、最近売却方式も可能なることが判明したので、この
際(従来どおりリース方式で行くか、(回)購入の方式に全面的に切
替えるか、又は(回)前二者の折衷案で行くかのいずれかを、在米日
本大使館の督促もあり、至急決定を要する。以下右三方式の利害
得失を要約する。

(一)リース方式

長所(一)購入方式の場合と異り、日本側においては、財政法第八
条の立場上、新法はよく、ほかに新たな法的措置を免責条項に関する立法措置を必要としない。
米側においても、従来の方式を進めるだけであるから、
特に新たな立法措置を要しない。従つて実施が速かとな

c111-010-005

2

(二) 購入方式

欠点 日本側から見れば、免責条項の内容形式が相当片務的な
感觸があるので、燃料要素のインスベクションの条項を
加え、かつ免責条項の内容を米国原子力法第五十三条程
度の表現に緩和するとするも、なお国会通過には社会党
方面の反対が予測される。さらに米国政府当局において
は、免責条項の内容をいし表現の緩和に関しては、議会の
承認を要するので、かなり難色を示している。
なお本方式で行くときは、財政法第十五条の規定上、
大蔵省としては、政府が国家債務負担行為を行うための
予算上の措置が執られていない事情にかんがみ別個にそ
のため立法措置を講ずる必要ありと主張しており、こ
の点外務省と根本的な見解の相違を来たしている。

3
長所 (1) 本方式に切替えるときは、リース・アレンジメントの
場合と異り、いわゆる免責条項がなくなり、その代り
にセールス・コントラクト中左の条件が挿入される。

Responsibility for use of information, material, equipment and
device. The application or use of any information (including
design drawing and specification), material or device, exchange
or transfer between the parties under this agreement, shall be
the responsibility of the party receiving it, and the other
party does not warrant the accuracy and the completeness of
such information and does not warrant the suitability of such
information, material, equipment or device for any particular
use or application.

4

(四) 日米原子力協定中第七条の条件がなくなる可能性がある。但し、第八条の条件は濃縮ウランの売却を前提とした米自協定の例に見るも、存置される一なお被照射燃料の化学的処理は依然米側で行われるものと見られる。

(五) 購入の場合は、第一年度の財政支出が増加するも、前記(一)の大蔵省との見解の対立はなくなる。なお米国防府当局は、日本側が濃縮ウランの購入を希望する場合には、議会に所要法案提出を必要とするので、本年六月一日までに日本政府の正式申入を希望してゐる。

欠点 本方式の欠点は、日米双方とも、日米原子力協定の改正その他に関する国会の承認を伴うので、相当の時間のずれが予測される。一この場合、もとより購入方式へ切替の前提に立つて、実際にはMSA武器の引渡の例になら

つて、現物を先に引取り、その後において必要な手続を
執ることも考えられる。

③折衷方式

以上(一)及び(二)の方式の利害得失にかんがみ、原則として購入
方式をとるも、原子力国内開発のテンポを考慮し、第一号炉の
購入に間に合うよう、従来のリース方式で行き、第二号炉以下
の燃料に関しては購入方式で行くこととする。一技術的には第一
号炉に要する燃料は液体燃料たる点にかんがみ、固体燃料の場
合と異り、技術的に簡単で、クレイムその他の発生も少ないと
見られる。なおリース・アレンジメントの中に、将来購入に切
替えられる場合には、第一号炉の燃料も購入方式に切替えられ
る旨の条項を挿入することも考えられる。一右と併行して購入
に關する必要な措置を両国においてそれぞれ執るものとする。